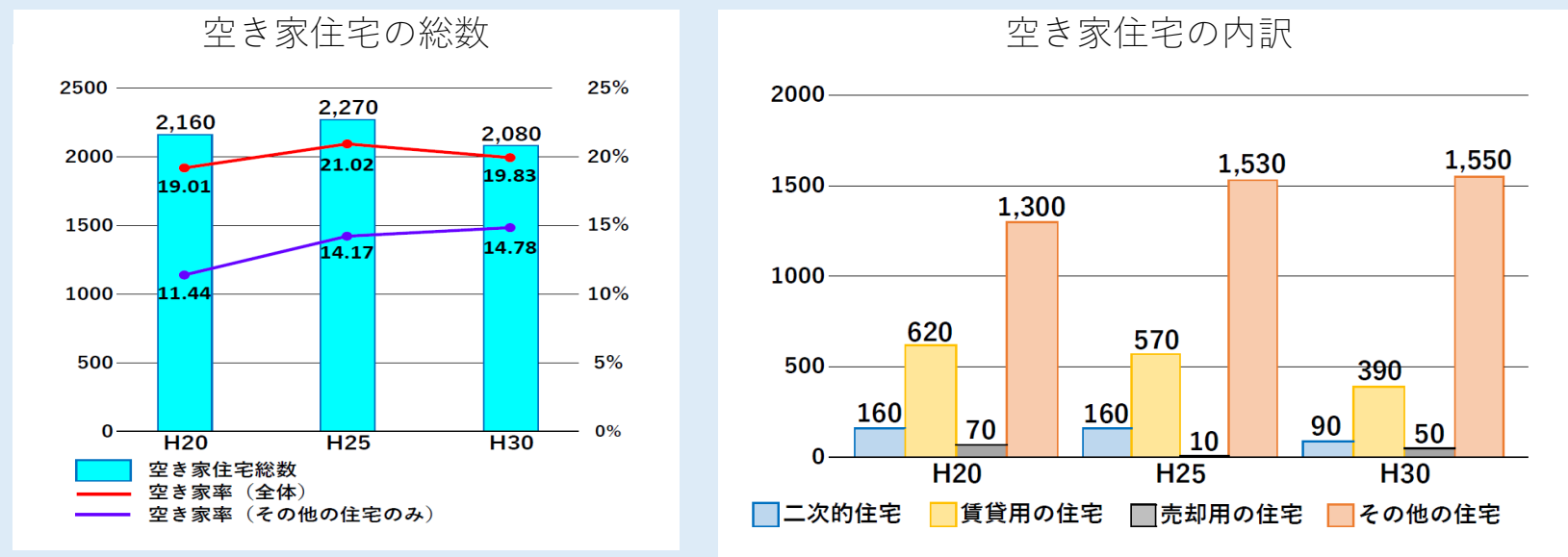


1 計画策定の背景

人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化等により空家等が増加しており、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、市民の生活環境に深刻な影響を与えている。

2 松浦市における空家等の現状

- H30の空家住宅は2,080戸であり、空き家率は19.83%。H25と比較すると空き家住宅の総数及び全体の空き家率は減少しているが、活用予定のない「その他の住宅」のみを見ると空き家率は14.17%から14.78%に増加している。
- 空家住宅の内訳では、活用予定のない「その他の住宅」の増加が続いている。



3 計画の目的

松浦市における空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な取組姿勢や対策を定めることにより、市民の生活環境の保全及び空家等活用の促進を図る。

4 空家等に関する対策の基本方針【法6-2-①】

- 対象とする空家等の種類
 - 空家等の除却及び利活用について、所有者等から相談があったもの。
 - 管理が不適切な空家等について、市民から相談若しくは苦情のあったもの。
- 対象とする地区
松浦市市内全域
- 対策に関する基本方針
 - 空家等の管理は、所有者等が自己の責任により適切に管理することを前提とする。
 - 市民からの相談若しくは苦情のあった空家等について、本計画に基づき対策を講ずる。

5 計画期間【法6-2-②】

令和4年度から令和8年度までの5年間。
※空家等の状況の変化により、必要に応じて内容の改訂を行う。

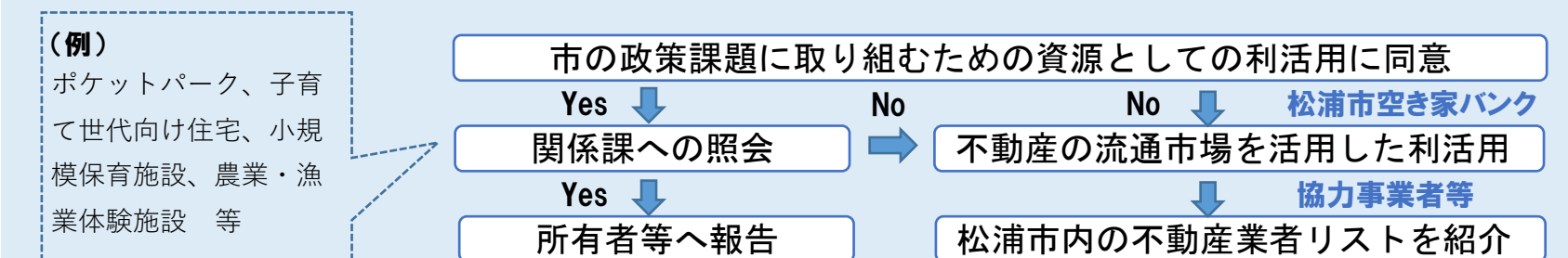
6 空家等の調査【法6-2-③】

- 相談及び苦情のあった空家等に関する調査
 - 所有者等から相談のあったもの
 - 空家等の所在地、所有者等、状況、意向等・・・相談者からの聞き取り調査
 - 市民から相談若しくは苦情のあったもの
 - 空家等の所在地、状況等・・・相談者からの聞き取り調査
 - 空家等の所有者等の特定、特定空家の認定に必要な調査・・・不動産登記簿、固定資産課税台帳及び戸籍調査等、現地調査
- 空家等の実態を把握するための調査
平成27年度に水道閉栓状況から空家等を特定し実態調査を実施。今後も施策展開にあたり、必要に応じて調査を実施する。

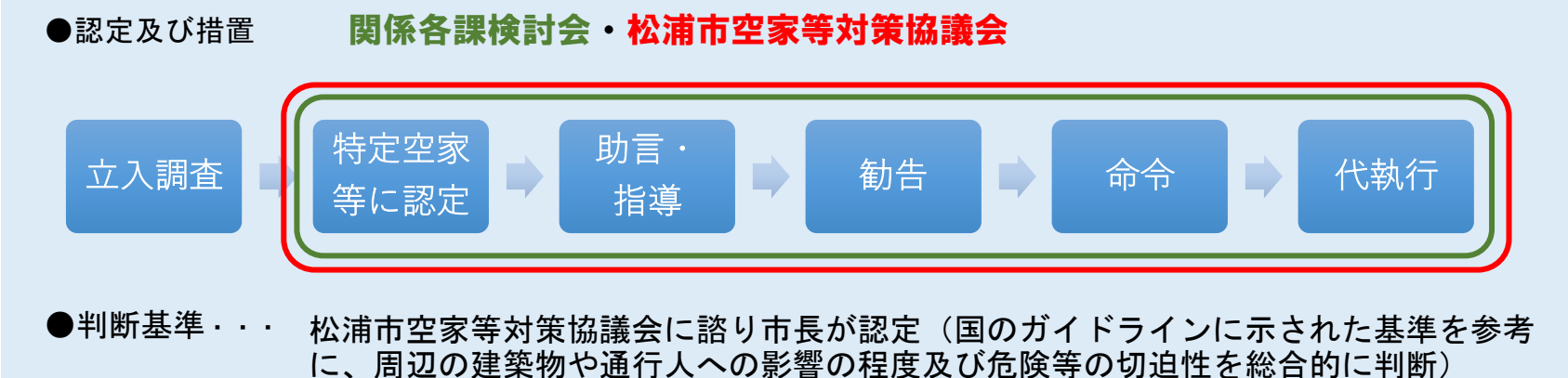
7 所有者等による空家等の適切な管理の促進【法6-2-④】

- 空家等所有者の意識改革・・・啓発パンフレットの配布や広報等による情報発信
- 相談窓口の設置（都市計画課）・・・空家等の対応に苦慮している所有者等への支援
- 管理のサポート・・・（公社）松浦市シルバー人材センターが行う管理業務の紹介
- 空き家の予防啓発・・・出前講座、イベント等の開催による発生予防の啓発

8 空家及び空家除却後の跡地の利活用【法6-2-⑤】



9 特定空家等に対する措置 ・ 11 対策の実施体制【法6-2-⑥・⑧】



10 市民等からの相談への対応方針【法6-2-⑦】

相談内容に応じ適正かつ迅速に対応するため「相談に対する対応方針」により、相談者及び相談の内容ごとの対応を行う。